

はしがき	—i
紙面の見方	—iv
主な法令等の略記	—vi
出題傾向からみた本書の活用法	—vii
<b>第①編 労働基準法</b>	— 1
<b>第②編 労働安全衛生法</b>	—113
<b>第③編 労働者災害補償保険法</b>	—153
<b>第④編 雇用保険法</b>	—255
<b>第⑤編 労働保険の保険料の徴収等に関する法律</b>	—357
<b>第⑥編 健康保険法</b>	—431
<b>第⑦編 国民年金法</b>	—567
<b>第⑧編 厚生年金保険法</b>	—703
<b>第⑨編 労務管理その他の労働に関する一般常識</b>	—839
<b>第⑩編 社会保険に関する一般常識</b>	—917
過去問索引	—994

#### 平成28年度試験問題の解答について

平成28年度試験の公式解答は、平成28年11月11日に試験センターより発表されます。万一本書に掲載の解答と異同が生じた場合は、小社ホームページ（下記）で速やかにお知らせします。

<https://www.shukan-jutaku.com/pub/>

⑨ 本書は『わかるぞ社労士 必修過去問』を増補・改題したものです。

# 紙面の見方

## ●問題形式・問題タイトル

平成28～19年度の10年間の中から演習すべき過去問を選出しました（平成28年度問題は全問収録）。択一式問題は項目別に、選択式問題は各編末に年度順に並べてあります。また、法改正点をカバーする予想問も収載してあります。

## ●問題記号

過去問については出題年度と問題番号を示しています。この例の場合は平成24年度択一式の第6問です。

第5編（徴収法）では問題番号の後に「(災)」(労災法)または「(雇)」(雇用法)と表示してあります。選択式問題は出題年度（H27等）のみ表示しています。

予想問については **予想** というアイコンで示してあります。

## ●法令改正対応

過去問で、問題を改変したもののについては、次のいずれかのアイコンと改変した選択肢等を明示してあります。

**改** 出題後の法令改正により、現行法令等に合致するように、問題文の一部を修正しました。

**オ** 出題後の法令改正により規定が廃止されたため、新たに作成したオリジナル問題文に差し替えました。

**修** その他の理由で、必要と判断したものについて、問題の一部を修正しました。

## ●難易度

問題の難易度を☆☆☆～☆☆の3段階で表示しています。  
☆☆☆ ☆☆☆ ☆☆☆  
難しい ← → 易しい

## ●重要度

問題の重要度を、何度も繰り返し解くべき重要問題から、最低1回は解いておくべき問題まで、A～Cの3段階で表示しています。  
A B C  
高 ← → 低

## 択一式 保険給付

**17** H24-6  
改A

問題番号	重要度	難易度
17	A	☆☆☆

■療養の給付等 する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 被保険者が 生労働省令で定めるところにより、保険医療機関等から評価療養、患者申出 又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について、**保険外併用療養費**が支給される。この場合、被保険者に支給すべき**保険外併用療養費**は、その病院若しくは診療所又は薬局に対して支払うものとする。
- B 被保険者が療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは**保険外併用療養費**の支給に代えて療養費の支給を受けたいことを希望した場合、被保険者は療養の給付等に代えて療養費を支給しなくてはならない。
- C 被保険者が療養の給付（**保険外併用療養費**に係る療養を含む。）を受けるため、病院又は診療所に移送されたときは、被保険者が必要であると認める場合に限り、移送費が支給される。この金額は、最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した金額となるが、現に移送に要した費用の金額を超えることができない。
- D 被保険者は、療養費の支給を受けようとするときは、申請書を被保険者に提出しなければならない。この申請書には、療養に要した費用の額を証する書類を添付しなければならない。この書類が英語で作成されている場合には、省令の規定により、その書類に日本語の翻訳文を添付する。
- E 被保険者は、療養の給付に係る事由又は入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは**保険外併用療養費**の支給に係る事由が、第三者の行為によって生じたものであるときは、①届出に係る事実、②第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）、③被害の状況、以上を記載した届書を遅滞なく被保険者に提出しなければならない。

## ●1問見開き2頁構成

1問ごとに、原則、左ページに問題、右ページに解答解説を掲載。一覧性に優れた最も使いやすいスタイルです。

### ●チェック欄

問題を解いた日付や解答結果などを記入することができます。

### ●「予想問」出題のねらい

予想問のみ、この箇所には「出題のねらい」という問題作成者からのコメントが記載されています。この問題を解くことにより読者に何を勉強して欲しいのか、出題者の意図が汲み取れるはずです。

### 解説

●出題のねらい ●常用就職支度手当の対象者に、高年齢受給資格者が追加された。改正点のひとつとして押さえておきたい。

### 解説

A 正しい (法86条1項・4項、則63条)。保険外併用療

539頁

養費は、**現物給付**とされている。

●誤り ●療養費 ●療養の給付等を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者が**やむを得ない**と認めるときに支給することができる (法87条1項)。被保険者が療養費の支給を希望しても、療養費が支給されることはない。

541頁

C 正しい (法97条1項・2項、則80条、平6.9.9保険発119・庁保険発9)。記述のとおり。

545頁

### ■移送費の額

10,000円 最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した金額

20,000円 ①現に移送に要した費用の額

8,000円 ②現に移送に要した費用の額

①の場合は、10,000円が支給され、②の場合は、8,000円が支給される。

移送費は、①移送により法に基づく適切な療養を受けること、②移送が原因となる疾病又は負傷により移動することが著しく困難であったこと、③緊急その他やむを得なかったこと、のいずれにも該当すると認められる場合に支給する (則81条)。

542頁関連

①海外における療養費の支給額の算定に用いる邦貨換算率は、その支給決定日の外国為替換算率(売りレート)を用いる。

529頁

D 正しい (法87条1項、則66条2項・3項)。記述のとおり。①現に海外にある被保険者からの**療養費**の支給申請は、原則として、**事業主等を経由して行われ、その受領は事業主等が代理して行うものとし、海外への送金**は行わない。

E 正しい (法57条、則65条)。記述のとおり。

正解 B

4 ●保険給付 465

### ●基本書対応ページ



『2017年版 うかるぞ社労士基本テキスト』の対応ページを表示してあります。効率的にタイアップ学習ができます。

### ●関連知識

設問の解説に加えて、関連知識も豊富に掲載しています。

① 出題に関連する基本的知識です。基本書を参照して、しっかりと自分のものにしてください。

② 出題に関連する発展的知識です。問題の正誤の理由をしっかりと理解した上で読み込むと、さらに幅広い知識を身につけることができます。

### ●補足解説

サイドには、本文の記述の詳しい解説や、補足解説を掲載しています。

### ●重要箇所

特に重要な箇所は赤の太字で、重要な箇所は黒の太字で表記しています。

### ●正解記号

すぐに目に入らない場所に配置してあります。

### ●問題カテゴリ

原則『2017年版 うかるぞ社労士基本テキスト』の章立てに準拠しています。

## 主な法令等の略記

- 労基法**…労働基準法  
**安衛法**…労働安全衛生法  
**労災（保険）法**…労働者災害補償保険法  
**特別支給金則**…労働者災害補償保険特別支給金支給規則  
**雇用法**…雇用保険法  
**徴収法**…労働保険の保険料の徴収等に関する法律  
**整備法**…失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律  
**健保法**…健康保険法  
**高齢者医療確保法**…高齢者の医療の確保に関する法律  
**指定・登録省令**…保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令  
**国年法**…国民年金法  
**厚年法**…厚生年金保険法  
**時効特例法**…厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律  
**労働者派遣法**…労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律  
**パートタイム労働法**…短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律  
**介護労働者雇用管理改善法**…介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律  
**建設労働者雇用改善法**…建設労働者の雇用の改善等に関する法律  
**障害者雇用促進法**…障害者の雇用の促進等に関する法律  
**高齢者雇用安定法**…高齢者等の雇用の安定等に関する法律  
**男女雇用機会均等法**…雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律  
**次世代支援法**…次世代育成支援対策推進法  
**育児・介護休業法**…育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律  
**賃確法**…賃金の支払の確保等に関する法律  
**最賃法**…最低賃金法  
**中退法**…中小企業退職金共済法  
**個別労働関係紛争解決促進法**…個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律  
**労働時間等設定改善特別措置法**…労働時間等の設定の改善に関する特別措置法  
**国保法**…国民健康保険法  
**社労士法**…社会保険労務士法  
**社審法**…社会保険審査官及び社会保険審査会法  
**法**…第1編～第8編については、その編の法律名を表します（例：第1編の場合→労働基準法）。令、則も同様に、その編の〇〇法施行令、〇〇法施行規則を表します。  
**法附則**…〇〇法附則（例：平18法附則＝平成18年改正〇〇法附則）  
**〇〇令**…〇〇法施行令  
**〇〇則**…〇〇法施行規則  
**労告**…労働大臣告示  
**厚告**…厚生大臣告示  
**厚労告**…厚生労働大臣告示  
**最判**…最高裁判所大法廷判決（例：最判昭48.12.12＝昭和48年12月12日最高裁判所大法廷判決）  
**最小判**…最高裁判所小法廷判決（例：最2小判昭48.3.2＝昭和48年3月2日最高裁判所第2小法廷判決）

# 出題傾向からみた本書の活用法

## 1 労働基準法

### ■過去5年間の出題傾向表

※う章=『2017年版 うかるぞ社労士 基本テキスト』の該当の章

項目	平24	平25	平26	平27	平28	う章
総則（法1条～7条）	4①	5	3	4	3	2
総則（その他）		①	②	①	①	2
賃金、平均賃金、休業手当	④	⑥	⑧	⑭	⑤	3
労働契約（効力、期間、明示事項等）	⑤	⑤		④	⑤	4
解雇、退職	⑥		⑤	①	②	4
労働時間、休憩、休日、36協定、割増賃金	⑤	⑤③	⑥	③①	⑧①	5
変形労働時間制				①	③	5
年次有給休暇	⑤	⑤	③①	①	⑤	5
労働時間等に関する規定の適用の除外	②		②	②		5
妊娠婦		④	②	①		7
就業規則	④	④	⑤	⑤	④	9
雑則（労働者名簿、賃金台帳、時効等）、罰則	②		①		①	11

①②③…＝択一式A～Eの肢単位での出題数

①②③④…＝選択式の空欄単位での出題数

### 【出題の傾向】

労働基準法は、択一式、選択式とも、広範囲にほぼまんべんなく出題されます。

その中でも、出題傾向表を見ると、「総則」「賃金」「労働時間」「年次有給休暇」「就業規則」から多く出題されていることが分かります。

近年の傾向として、賃金や年次有給休暇では、通達や最高裁判例といった難しい論点もありますが、解答肢は比較の見抜きやすく、過去問を理解していれば難易度もそれほど高くはありません。また、労働時間や名ばかり管理職をはじめとして、社会的に注目されている事項は、選択式・択一式ともに出題される傾向にあります。

### 【平成29年度試験対策】

労働基準法では、通達や判例からの出題が多く、難しいイメージがあるかもしれませんが。それでも、判例等はある意味、出尽くした感があり、一部の目新しいものを除けば、過去の出題事例を正確に理解しておくことで十分対応できます。最短最速で合格するなら、学究的に判例集等を読み込む必要はないでしょう。

また、平成27年・28年度では、連続して休業手当の額や割増賃金の額といった計算問題が出ています。今後は知識のインプットだけでなく、実際に計算式に落とし込み、理解していくことも大切でしょう。

## 2 労働安全衛生法

### ■過去5年間の出題傾向表

※う章＝「2017年版 うかるぞ社労士 基本テキスト」の該当の章

項目	平24	平25	平26	平27	平28	う章
目的、定義	②		①	①	②	1
事業者等の責務			②			1
労働災害防止計画					①	1
労働衛生指導医		①				1
報告等・両罰規定		②	①			1
安全衛生管理体制	⑤	①	⑤	①	①①	2
労働者の危険・健康障害を防止するための措置	⑩		②	⑤	⑥	3
安全衛生教育			④	②		5
技能講習等				①	⑤	5
健康診断		①	①	⑥		6
面接指導		⑤		①		6
ストレスチェック制度					①	6
監督等		②	①			7

①②③…＝択一式A～Eの肢単位での出題数    ①②③…＝選択式の空欄単位での出題数

### 【出題の傾向】

労働安全衛生法は、出題頻度の高い部分を重点的に学習することが大切です。

出題傾向表を見ると、「安全衛生管理体制」から毎年コンスタントに出題されています。これは、安全衛生管理体制が、労働安全衛生法の要ともいえる制度だからです。総括安全衛生管理者や安全（衛生）管理者、産業医等の資格要件や選任規模、委員会に関する事項等が、なかでも広範囲にわたり出題率が高くなっています。

そのほか、「労働者の危険・健康障害を防止するための措置」として、元方事業者の講ずべき措置等の頻出度が高く、選択式では、労働者の健康の保持という観点から「健康診断」の内容が問われる傾向にあります。

### 【平成29年度試験対策】

やはり、安全衛生管理体制は最重要項目として確実に押さえなければなりません。ここは、他の受験生もしっかり準備してくるので、山を張ることなく、本書に掲載されている過去問は、いずれも正確に覚えておく必要があります。

また、平成28年度試験における改正事項であるストレスチェック制度と特別安全衛生改善計画は、今後も注目度の高い項目です。しっかりとした対策が求められるでしょう。

### 3 労働者災害補償保険法

#### ■過去5年間の出題傾向表

※う章＝「2017年版 うかるぞ社労士 基本テキスト」の該当の章

項目	平24	平25	平26	平27	平28	う章
労災保険の目的、適用			⑥	①	⑤	1
業務災害、通勤災害	⑤	⑧	⑧	⑫	⑮③	2
給付基礎日額		⑤		①		3
療養補償給付	①			⑤	⑤①	4
休業補償給付	②	①				4
傷病補償年金	①①			①		4
障害補償給付		①	③			4
介護補償給付	①	②				4
遺族補償給付・葬祭料		③	①	②	⑤	4
通勤災害に関する保険給付	⑤	⑦				5
二次健康診断等給付		②				6
保険給付の通則（支給制限、費用徴収等）	⑩	⑨	①⑨	⑪	①	7
損害賠償との調整、他法との調整	④			②		8
社会復帰促進等事業（特別支給金を含む）	⑤		⑤	①	⑤	9
特別加入	⑤	①	⑤	③		10
不服申立て、雑則		①	②	①		11

①②③…＝択一式A～Eの肢単位での出題数

①②③…＝選択式の空欄単位での出題数

#### 【出題の傾向】

労災保険法は、時折、誰もが知らないような規定や通達から出題されることがありますが、それ以外は基本的事項が問われ、その内容も安定しているといえます。

出題傾向表を見ると、「業務災害、通勤災害」から多く出題されていることが分かります。これは、通達や判例を用いて、業務災害・通勤災害に該当するか否か問うものです。また、特に最近では、業務上の疾病に関する出題が目立ちますが、これは過労死や精神障害に伴う業務災害が注目されていることが背景にあるでしょう。

そのほか、「保険給付の通則」からの出題も多く、支給制限や費用徴収等に関する問題は、出題率が高い傾向にあります。

#### 【平成29年度試験対策】

出題に波はありますが、何とんでも保険給付の内容を押さえることが重要です。労災保険法では、過去問が繰り返し出題される傾向にあるため、本書に掲載されている重要度A・Bの過去問は、確実に解けるようにしてください。

最近では、個数問題や組合せ問題といった形式の出題も多いため、今後は、5肢択一式にとらわれず、一問一問、正確な知識を身につけていくことが求められます。

## 4 雇用保険法

### ■過去5年間の出題傾向表

※う章＝『2017年版 うかるぞ社労士 基本テキスト』の該当の章

項目	平24	平25	平26	平27	平28	う章
総則（目的等）		①			③	1
適用事業、被保険者	⑤	⑤⑤	①	⑤		2
雇用保険事務	⑤		⑤		⑤	2
就職への努力、失業・離職の定義、通則			①②	①	②	3
失業の認定		③		⑤	③	4
基本手当（所定給付日数・特定受給資格者等）	⑤	⑩	①⑥	⑩	⑩	4
基本手当以外の求職者給付	⑤		①		⑥	5
高年齢求職者給付金	⑤			①		6
特例一時金			④			7
日雇労働求職者給付金	⑤	②		②		8
就職促進給付			③⑤		①	9
教育訓練給付		⑤		⑤①	④	10
雇用継続給付（高年齢・育児・介護）		⑤	①	⑩		11
雇用保険二事業	③				①	12
費用の負担、雑則、不服申立て、罰則	②⑤	④			④①	13

①②③…＝択一式A～Eの肢単位での出題数

①②④…＝選択式の空欄単位での出題数

### 【出題の傾向】

雇用保険法は、保険給付の種類が多く得点しがたいイメージがあります。しかし、問われる論点はそれほど深い内容ではありません。法改正事項を押さえ、過去問を攻略すれば、よほどの難問が出題されない限り安定して得点できる科目です。

出題傾向表を見ると、明らかに「基本手当」からの出題が目立ちます。なかでも、所定給付日数や特定受給資格者等の問題は伝統的によく問われています。

そのほか「被保険者」の項目においては、セーフティーネットの名のもと法改正も多く、頻出度が高い傾向にあります。

### 【平成29年度試験対策】

平成29年度も出題傾向に変わりはないと思われます。したがって、被保険者ではそれぞれの要件を整理し、適用除外は行政手引にて具体的判断ができるよう準備が必要です。なかでも、平成29年1月より施行される高年齢被保険者は出題ポイントと言えるでしょう。基本手当は、失業の認定から延長給付まで幅広く出題されることを肝に銘じ、過去問を繰り返し解きましょう。これが、雇用保険法を制する鍵となります。

そのほか専門実践教育訓練は、法改正以来2年連続の出題です。出題パターンもおよそ見えてきていますから、過去問を活用して対策を講じましょう。

## 5 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

### ■過去5年間の出題傾向表

※う章＝「2017年版 うかるぞ社労士 基本テキスト」の該当の章

項目	平24	平25	平26	平27	平28	う章
総則	③		③		②	1
保険関係の成立及び消滅	①	③	③	⑦	②	2
保険関係の一括、下請負事業の分離		①	⑦	⑤	⑥	3
一般保険料、特別加入保険料、印紙保険料	⑨		⑥			4
特定納付保険料				⑤		4
概算保険料の申告・納付、延納	①			⑦		5
増加概算保険料、概算保険料の追加徴収		①				5
確定保険料の申告・納付	③		⑤	①		5
印紙保険料の申告・納付	⑤			②	③	5
認定決定、追徴金		④	⑥		②	5
督促、滞納処分、延滞金等	⑤	③		①		5
時効、雑則		①			④	5
メリット制	③	⑤			⑤	6
労働保険事務組合		⑥		②	①	7
労働保険料の負担、不服申立て		⑥			⑤	8

①②③…＝択一式A～Eの肢単位での出題数

### 【出題の傾向】

徴収法は、数字問題が多いことが特徴の一つです。計算問題を含め、労働保険料の納付手続が問われます。

出題傾向表を見ると、出題範囲は全般にわたっていることが分かります。その中でも「保険関係の成立及び消滅」「保険関係の一括」「概算保険料・確定保険料の申告・納付」は大いに注目すべき項目です。例えば、保険関係の成立では労災保険と雇用保険の違いの問題、労働保険料の申告納付では各保険料率や具体的に保険料を求める問題が出題されることもあります。

### 【平成29年度試験対策】

徴収法は、保険料徴収に伴う技術的事項が登場するため、誰もがはじめは苦手意識をもつ科目です。それでも、一度、手続きの流れを理解すれば、後は、本書の過去問を確実に解くことで、高得点が狙えるでしょう。何といっても徴収法は、過去問から繰り返し出題される傾向が強いです。ここは、山を張らずに出題項目の一つひとつ潰していきましょう。

また、「労働保険事務組合」もよく出題されます。5肢択一のすべての肢が事務組合ということもあるため、暗記物と割り切って丁寧に学習してください。なお、近年は選択式からの出題はないため、択一式対策に絞って学習すれば足りるでしょう。

## 6 健康保険法

### ■過去5年間の出題傾向表

※う章＝『2017年版 うかるぞ社労士 基本テキスト』の該当の章

項目	平24	平25	平26	平27	平28	う章
報酬、標準報酬月額	⑥	③	④	⑧	⑧	1
保険者	⑤	⑤⑥	③	③	④	2
適用事業、被保険者（任意継続被保険者を含む）	⑥	⑤	⑨②	⑩	⑤	3
被扶養者、届出	④	④	①	③	④	3
通則、療養の給付、療養費、移送費	⑥	⑥	⑨	④②	⑥	4
入院時食事療養費、入院時生活療養費		①	③	②	①	4
保険外併用療養費、訪問看護療養費	②	②	①	②	③②	4
高額療養費、高額介護合算療養費	②	③②	③	④	②③	4
傷病手当金、埋葬料	②	⑨	⑤		④	4
出産育児一時金、出産手当金	③		①	③	①	4
家族給付、付加給付	③		②		②	4
資格喪失後の継続給付	③	③	②	③	③	4
給付制限		④	①	①	②	4
日雇特例被保険者			③	②		5
費用の負担（保険料、国庫負担等）	③⑤	④	④	④⑥	④	6
不服申立て、時効、その他	⑤	①	②	①	①	7

①②③…＝択一式A～Eの肢単位での出題数

①②③…＝選択式の空欄単位での出題数

### 【出題の傾向】

健康保険法は、大きな法改正が少なく、出題内容も安定しているといえます。

出題傾向表を見ると、出題範囲は全般にわたっていることがわかります。したがって、どの給付からも広範囲にほぼまんべんなく出題されると思ってよいでしょう。ただし、「費用の負担」では、協会健保、組合健保ともに財政状況が注目されていることから、選択式からの出題傾向が高いものと思われます。

### 【平成29年度試験対策】

健康保険法では、浅く広く出題される傾向にありますから、山を張ることなく、いずれの項目もじっくり読み解くことが必要です。

通達からの出題も多いため、「報酬、標準報酬月額」や「適用事業、被保険者」では、事例をもとに随時改定の判断ができたり、被保険者の適用の有無が回答できるよう、個々の通達にも気を配ってください。

初めて目にする用語も多く、身近な法律という割に手を焼く科目かもしれませんが、ここはほかの科目と同様、過去問の攻略が鍵になります。また、平成28年度は「高額療養費」の計算問題が久しぶりに出題されました。高額療養費は2年連続で出題された年もあります。気を抜くことなく、万全の対策で臨みたいものです。

## 7 国民年金法

### ■過去5年間の出題傾向表

※う章＝『2017年版 うかるぞ社労士 基本テキスト』の該当の章

項目	平24	平25	平26	平27	平28	う章
総則	③		①④	①	③④	1
被保険者	②	⑮	①	⑩④	④	2
通則（被保険者期間、支給期間、併給の調整等）	③	⑦	⑦	④	⑧	3
老齢基礎年金	③	⑨	⑥	⑫	⑥	4
障害基礎年金	③	⑥	⑤	②	⑤	5
遺族基礎年金	⑤	②	⑥	②	⑦	6
付加年金		①	①	①		7
寡婦年金	⑤		①	①	①	7
死亡一時金	②	②	①	②	②	7
脱退一時金	⑤				②	7
給付制限及び届出等	①	①	①②	②②		8
費用の負担（国庫負担、保険料、免除、追納等）	⑫⑤	⑤⑤	⑮	⑦	⑧②	10
不服申立て、雑則	①		①	②	④	11
国民年金基金	⑤	②	②	④		12

①②③…＝択一式A～Eの肢単位での出題数

①②④…＝選択式の空欄単位での出題数

### 【出題の傾向】

国民年金法は、法改正事項からの出題が目立ちます。最近では、これに付随して、時事的問題を問う傾向も見られます。

出題傾向表から、出題の範囲は全般にわたっていることが分かりますが、その中で「老齢基礎年金」「被保険者」「障害基礎年金」「遺族基礎年金」「通則」の頻出度は高いといってよいでしょう。また、「費用の負担」は、択一式だけでなく選択式においても複数回にわたり問われ、出題率 No.1の項目です。

### 【平成29年度試験対策】

国民年金法の試験レベルは比較的易しく、得点しやすい科目といわれています。突拍子もない時事問題を除けば、法改正事項と過去問を攻略すれば高得点が狙えるでしょう。まずは、出題傾向表をもとに、出題される事項から確実に理解していくことが高得点への近道です。

近年、被保険者に関しては外国人の適用問題も多く、第3号被保険者に係る出題も複雑性を帯びているため、過去問を活用し具体的な判断基準をマスターしてください。また、給付に関する項目では、老齢基礎年金の合算対象期間を確実に理解しておきます。初学者の方でしたら、出題パターンが確立している障害基礎年金や、遺族基礎年金、第1号被保険者の独自給付から学習するのも一つの方法でしょう。

## 8 厚生年金保険法

### ■過去5年間の出題傾向表

※う章＝『2017年版 うかるぞ社労士 基本テキスト』の該当の章

項目	平24	平25	平26	平27	平28	う章
被用者年金の一元化、管掌及び実施機関					②	1
適用事業所、被保険者、標準報酬月額、届出	⑦	⑩②	⑤	⑪	⑨	2
保険給付の通則（併給調整、未支給の保険給付）	⑧	⑤	⑧①	②	③①	3
老齢厚生年金（特別老齢年金を含む）	⑮	⑥	⑬	⑩⑤	⑭③	4
障害厚生年金、障害手当金	①	④	③②	⑧	⑥	5
遺族厚生年金	②	②	⑥	⑦	⑨	6
脱退手当金及び脱退一時金	①	①	⑤	①		7
厚生年金の分割	⑤		⑤	③	④	8
受給権者の届出、給付制限		③		④		9
積立金の運用			②			10
保険料、督促、滞納処分、延滞金	⑥	⑪	⑤	④	②	11
雑則（時効、報告等）	⑤	⑤			①①	12
厚生年金基金	⑤					13

①②③…＝択一式A～Eの肢単位での出題数

①②③…＝選択式の空欄単位での出題数

### 【出題の傾向】

厚生年金保険法は、国民年金法と共通するところも多いため、国民年金法が理解できれば厚生年金保険法も高得点を狙うことができます。

出題傾向表を見ると、被保険者関連、保険給付及び費用の負担からよく出題されていることが分かりますが、特に「老齢厚生年金」は最頻出項目であり、60歳代前半からの問題が目立ちます。次に、「適用事業所、被保険者、標準報酬月額、届出」です。こちらは、被保険者の要件や適用除外の範囲といった法律レベルの出題であり、老齢厚生年金等に比べ得点しやすい問題とってよいでしょう。

### 【平成29年度試験対策】

「年金を制する者は社労士試験を制する」。まずは、出題傾向表をもとに、出題される事項から学習を進め、徐々にその範囲を広げていきましょう。

被保険者では、高齢任意加入被保険者に力を入れつつ、各被保険者の要件や資格取得時期等を正確に記憶します。ここは得点しなければならない項目です。

老齢厚生年金は、複雑な年金額の計算式よりも在職老齢年金に力を入れましょう。そして、繰上げ・繰下げ、加給年金額へと学習の幅を広げます。障害・遺族給付は高得点が狙える項目です。国年法のルールと比べながら正確に覚えていきましょう。いずれの項目も、合格点をたたき出すために過去問を繰り返すことが必要です。

## 9 労務管理その他の労働に関する一般常識

### ■過去5年間の出題傾向表

※う章＝「2017年版 うかるぞ社労士 基本テキスト」の該当の章

項目	平24	平25	平26	平27	平28	う章
労働者派遣法					①	1
高年齢者雇用安定法・障害者雇用促進法		③	②	①	①	1
労働契約法（判例を含む）	⑤	⑤	⑤	⑥	⑤	1
男女雇用機会均等法			①	①		1
育児介護休業法					①	1
最低賃金法・賃確法等	⑤		①			1
その他の法令（個別労働関係紛争解決促進法等）			①	②		1
憲法・労働組合法（判例を含む）	⑤	⑤	①		②	1
社会保険労務士法				⑤	⑤	10編1
労働経済（統計資料、労働経済白書等）	⑬	⑮②	⑮④	⑩⑤	⑩⑤	—

①②③…＝択一式A～Eの肢単位での出題数

①②③…＝選択式の空欄単位での出題数

### 【出題の傾向】

労務管理その他の労働に関する一般常識は、労働法規、労働経済及び労務管理の3つの分野に分かれます。労働法規は、多くの法令がある割に出題数は少ない傾向が続いています。

具体的に出題傾向表を見ると、「労働契約法」が法令制定以来、毎年出題される特徴があります。また、近年では、「憲法・労働組合法」の出題も目立ちます。

労働経済においては、労働時間や女性、若年者・高齢者、賃金、雇用、就業形態の多様化など、各種統計資料から出題されています。時代的背景からも、女性や若年者・高齢者、就業形態の多様化は繰り返し出題される傾向にあるようです。

### 【平成29年度試験対策】

試験科目の中で、最も難しい科目といえます。択一式においては5問中2問正解できれば十分ともいえる難易度です。

法令科目では、労働契約法を徹底的に学習することです。対象の法令数が多いため、出題されやすい法令に限定して学習することが重要です。労働契約法以外では、労働組合法、高年齢者雇用安定法、障害者雇用促進法、最低賃金法、男女雇用機会均等法、職業安定法、パートタイム労働法等があげられます。このほか、試験年度に法改正があった法令は目を通しておく必要があるでしょう。

労働経済では、白書講座や統計資料を利用して、特別な対策をとる必要があります。労務管理は、最低限基本書のキーワードを押さえておくようにしてください。

## 10 社会保険に関する一般常識

### ■過去5年間の出題傾向表

※う章＝『2017年版 うかるぞ社労士 基本テキスト』の該当の章

項目	平24	平25	平26	平27	平28	う章
国民健康保険法		⑤	⑤	②	②②	1
児童手当法		⑤		①	①	1
高齢者医療確保法	⑩	⑤		③①	②	1
船員保険法					⑤	1
社会保険労務士法	⑤	⑤	⑤	①		1
介護保険法	⑤		⑤	⑤②	①	1
確定給付企業年金法			⑤		⑤	1
確定拠出年金法		⑤		⑤		1
不服審査制度	⑤					2
社会保険制度の沿革	⑤		⑤			2
厚生労働白書関係		⑤	⑤	⑩	⑩②	—

①②③…＝択一式A～Eの肢単位での出題数      ①②③…＝選択式の空欄単位での出題数

### 【出題の傾向】

社会保険に関する一般常識は、法令科目と厚生労働白書の2つに分かれます。

社会保険諸法令では、出題される法令がほぼ固定されていて、択一式では「**社会保険労務士法**」が平成22年度以降ほぼ毎年問われ（平成28年度は労働一般常識にて出題）、「**高齢者医療確保法**」「**国民健康保険法**」「**介護保険法**」が次いで出題される傾向にあります。

選択式では、「**児童手当法**」や「**介護保険法**」、「**高齢者医療確保法**」といった話題性の高いものをはじめ、択一式でおなじみの「**社会保険労務士法**」も出題されています。また、**厚生労働白書**が問われることもあり、平成25年・26年・28年度は、白書から出題されています。

### 【平成29年度試験対策】

選択式対策では受験生を悩ます科目ですが、択一式では法令科目中心＋白書で学習を進めましょう。法令からの出題内容は、知か不知かで得点を左右する単純な問題が目立ちます。労働一般常識が難問化する今日では、社会一般常識で極力点数を稼ぎ足切りにならぬよう学習しておくことが、受験テクニックといえるでしょう。

白書対策では、試験年度の前年度版の白書を読みます。年金・医療・介護の分野が中心です。最近では択一式でも出題され、これを合わせると平成28年度まで4年連続白書から問われています。出題に備え白書対策講座を活用することも、合格への近道となるでしょう。